

要求水準書添付資料-8 収集及び持込可燃ごみ形状の現状

収集及び持込可燃ごみ形状の現状は、表 8-1 に示すとおりである。

表 8-1 収集及び持込可燃ごみ形状の現状

種 類	具体例	備 考
厨芥類	料理くず，残飯，貝殻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水を十分切る。 ・ 油は固める，または布・紙にしみこませる。 ・ インスタント食品の容器，食品の包装・梱包用ビニールやプラスチック類は不可。
木竹類	木くず，まな板，庭木，割り箸，竹串，草	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 c m 程度に切断する。 ・ 厚さ 3 c m 以上は不可。 ・ 草は，土を取り乾燥させて袋に入れる。
紙類	再生できない紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙オムツの汚物は必ず取り除く。 ・ インスタント食品の容器，食品の包装・梱包用ビニールやプラスチック類は不可。
布類	古着等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 c m 程度に切断する。 ・ ジッパー・ボタン等の金具類，プラスチック類は取り外す。
	布団，じゅうたん(電気式は除く)，クッション(スポンジ部分等は不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジッパー・ボタン等の金具類，プラスチック類は取り外す。
革類	鞆，靴，ジャンパー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金具類は取り外し，20 c m 程度に切断する。

注) たたみ，プラスチック類は受入れない。